

下請・荷主適正取引について

2024年1月10日

株式会社 N X 総合研究所

目 次

1. 適正取引推進の必要性
2. 適正取引の推進に関わる法規〔独禁法・物流特殊指定、下請法、貨物自動車運送事業法〕
3. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
適正取引上で特に問題となる取引形態
4. トラック運送業の取引条件の改善に向けた自主行動計画
 - A. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項
 - (1) コスト負担の適正化に関する取組事項
 - (2) 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項
 - (3) 契約書面化推進に関する取組事項
 - (4) 支払条件の適正化に関する取組事項
 - B. 荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項
 - (1) 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項
 - (2) 改善基準告示の遵守および長時間労働抑制に関する取組事項
 - (3) 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項
 - (4) 自然現象による災害等への対応に関する取組事項
 - (5) 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項

1. 適正取引推進の必要性

トラック運送業は、

- ・ 荷主（運送委託者を含む）に比べて立場が弱く、適正な取引環境が難しい
- ・ 長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化

適正な運賃水準が確保されなければ「安全」にも支障が及ぶ

⇒トラック運送業における取引条件の改善は重要な課題

特に、荷主とトラック運送事業者間の取引条件に関する

- ①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、
- ③契約の相手方・方法の適正化、④長時間労働の削減

トラック運送業界内の「元請」と「下請」運送事業者の取引適正化も重要

1. 適正取引推進の必要性

公益社団法人全国通運連盟は、国土交通省大臣官房物流審議官から
「通運業界における自主行動計画」策定の要請を受け、

2017年（平成29年）7月

トラック運送業の取引条件の改善に向けた自主行動計画を策定

「自主行動計画」に掲げた取組み

1. 会員に対する周知

2. 研修会の開催

3. 取引条件の改善に向けた課題の抽出・把握

4. 会員に対する自主行動計画策定の働きかけ

『2. 研修会の開催』

モーダルシフトの担い手となる人材育成を目的として実施する教育実習の場において、トラック運送業の取引条件の改善に向けた研修カリキュラムを追加して教育実習を実施する。

①コスト負担の適正化 ②運賃・料金の決定方法の適正化

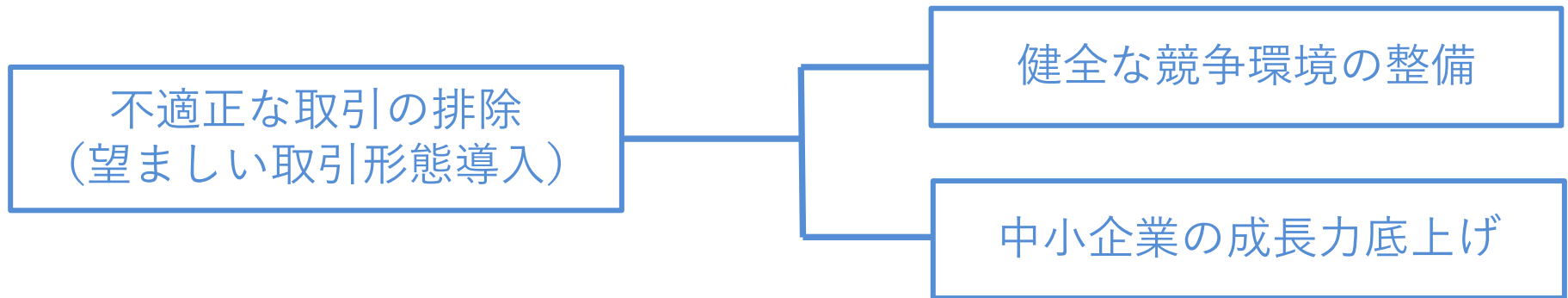
③契約書面化推進 ④支払条件の適正化

1. 適正取引推進の必要性

特に問題になる取引形態

- ① 運賃の設定 …通常支払われる運賃に比べて著しく低い運賃額を不当に定める
- ② 運賃（代金）の減額 …下請事業者に非がないにもかかわらず、運賃を発注後に減額
- ③ 運送内容の変更 …運送委託者の都合で運送内容を変更し、追加費用を負担しない
- ④ 運送に係る附帯業務の提供 …契約にない附帯業務を無償で行わせる
- ⑤ 荷待ち時間 …運送委託者や着荷主の都合による荷待ち時間の費用を払わない、対策を講じない
- ⑥ 書面の交付・作成・保存の不履行 …電話での口頭のみによる運送依頼
- ⑦ 運賃の支払遅延 …支払期日までに代金を全額支払わない
- ⑧ 長期手形の交付 …資金繰りに悪影響となる長い期間の手形を交付
- ⑨ 購入・利用強制 …会社の物品購入を強制
- ⑩ 報復措置 …法令違反の情報を提供したことに対する報復措置

1. 適正取引推進の必要性



そのためには・・・

荷主、元請・下請運送事業者の連携

関係者間における問題認識、ルール等の共有化

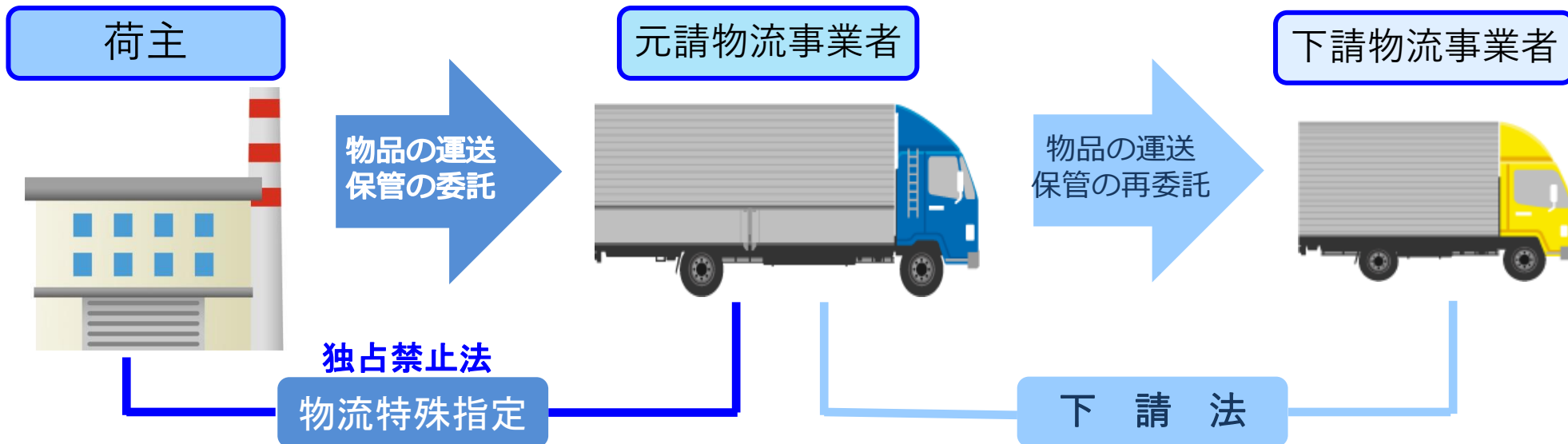
独禁法・下請法の適用対象でない取引も適正化が必要

「法令に違反しさえしなければ・・・」の意識の払拭

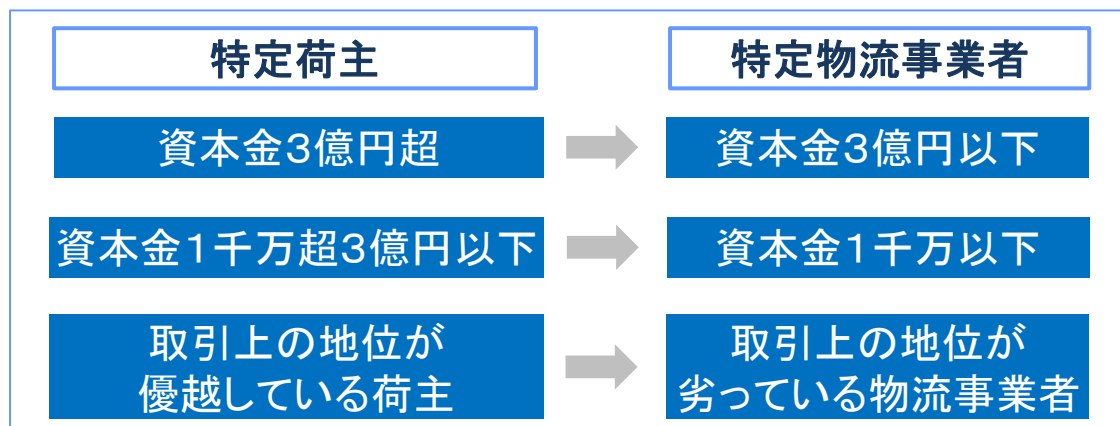
実態として、法令を完全に遵守できているか？

2. 適正取引の推進に関わる法規

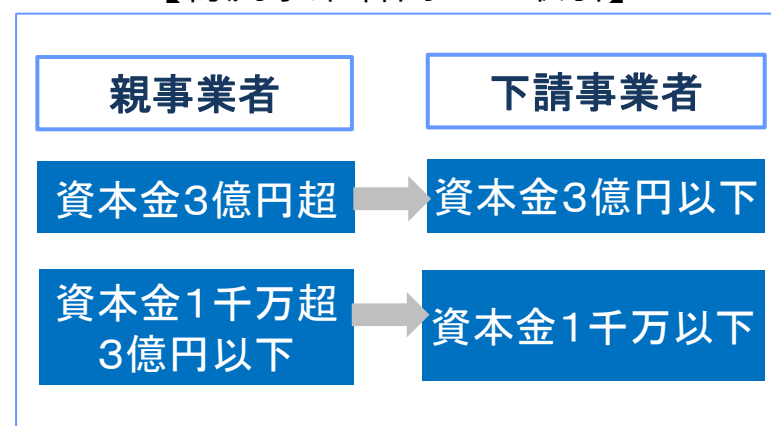
【独占禁止法及び下請法が対象とする取引】



【荷主と物流事業者の取引】



【物流事業者同士の取引】



3.トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

【関係法令】

独占禁止法

- 物流特殊指定（荷主⇔トラック運送事業者）
- 下請法（元請運送事業者等⇔実運送事業者）
- 下請振興法（元請運送事業者等⇔実運送事業者）

貨物自動車運送事業法

- 荷主勧告制度（法第64条）
- 輸送の安全を阻害する行為（法第17条第3項）
- 荷主等への働きかけ（法附則第1条の2第2項）

法令等を踏まえた
指針

【ガイドライン】

法令遵守に加えて、適正取引推進に向けたより望ましい取引の推奨

「トラック運送業における下請・荷主適正
取引推進ガイドライン」

トラック事業における
書面化推進ガイドライン

トラック運送事業における燃料
サーチャージ緊急ガイドライン

適正取引推進に向けた自主的取組

【業界の自主的な取組】

自主行動計画

荷主への理解と協力

3.トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン

特に問題になる取引形態＜再掲＞

- ① 運賃の設定 …通常支払われる運賃に比べて著しく低い運賃額を不当に定める
- ② 運賃（代金）の減額 …下請事業者に非がないにもかかわらず、運賃を発注後に減額
- ③ 運送内容の変更 …運送委託者の都合で運送内容を変更し、追加費用を負担しない
- ④ 運送に係る附帯業務の提供 …契約にない附帯業務を無償で行わせる
- ⑤ 荷待ち時間 …運送委託者や着荷主の都合による荷待ち時間の費用を払わない、対策を講じない
- ⑥ 書面の交付・作成・保存の不履行 …電話での口頭のみによる運送依頼
- ⑦ 運賃の支払遅延 …支払期日までに代金を全額支払わない
- ⑧ 長期手形の交付 …資金繰りに悪影響となる長い期間の手形を交付
- ⑨ 購入・利用強制 …会社の物品購入を強制
- ⑩ 報復措置 …法令違反の情報を提供したことに対する報復措置

4. 「トラック運送業の取引条件の改善に向けた全国通運連盟自主行動計画」

■適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

- (1) コスト負担の適正化に関する取組事項
- (2) 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項
- (3) 契約書面化推進に関する取組事項
- (4) 支払条件の適正化に関する取組事項

■荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

- (1) 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項
- (2) 改善基準告示の遵守および長時間労働抑制に関する取組事項
- (3) 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項
- (4) 自然現象による災害等への対応に関する取組事項
- (5) 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項

4-A. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

(1) コスト負担の適正に関する取組事項

- ドライバーの人件費、燃料価格等のコスト増、安全・環境対策に係るコスト増等が荷主から原価として認められず、一方的な運賃・料金が決定される
- 積込・取卸作業等に係る附帯作業料、待機時間料、高速道路料金などの必要な費用が収受できず、赤字取引（原価割れ）を余儀なくされる場合がある

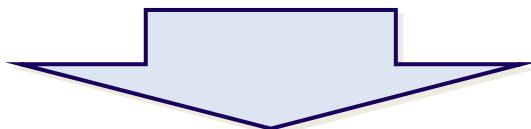
実運送事業者の利益を損ない経営を圧迫。安全運行の阻害要因となる

- 
- 下請道路運送事業者との取引における附帯作業料、車両留置料、燃料上昇分、高速料金等、その他のコスト負担について費用負担を明確にし、書面化を実施する。
 - 下請運送事業者が適正運賃・料金を収受できるよう、荷主に対して必要コスト負担について申入れ、運送・取引条件の見直し提案などの協議を実施する。

4-A. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

(2) 運賃・料金の決定方法の適正化に関する取組事項

○荷主の競争力の維持・強化に向けて、不断の原価低減努力を重ねるとともに、
中小事業者が多い実運送事業者が持続的な事業継続・発展を行うためにも、
一定の利益率を確保することが必要



- 下請運送事業者とは、運賃・料金の設定をはじめ、**運送・取引条件について十分な協議を実施**する。
- 燃料サーチャージ、高速道路料金、フェリー利用料金等については、実運送事業者が収受すべきものであるため、自社が運送を委託した下請事業者から実運送事業者への支払いが確実になされているかを、書面化等で取り決めを行っているか等により確認する。

4-A. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

(3) 契約書面化推進に関する取組事項

- トラック運送において安全確保は極めて重要
荷主との契約において、安全確保の観点からも契約書面化が重要
- 荷主と運送事業者の取引、運送事業者同士の取引のいずれも、
必要事項を記載した契約書面により、安全運行の徹底、適正運賃・料金の収受
を確実に実施する必要がある



- 下請運送事業者との契約書面化率を把握し、契約書面化率の向上を図る。
下請事業者とは少なくとも基本契約書を締結するなど、原則100%の書面化を実施する。
- 荷主との契約書面化率を把握し、契約書面化を高めるよう、契約書面化を荷主に対して申入れする。
- 実態と契約内容が整合していない場合、契約内容の見直しを実施する。

4-A. 適正取引推進に向けた重点課題に対する取組事項

(4) 支払条件の適正化に関する取組事項

○支払方法は、下請運送事業者の事業活動に大きな影響を与える
下請運送事業者の資金繰りに配慮した支払方法とするよう改善に努める



- 下請運送事業者への運賃・料金の代金支払いについては、**可能な限り現金払い**とするために、現金化比率の改善に努める。
- 手形の現金化にかかる割引料のコストについて、下請運送事業者の負担とすることがないよう、**割引料を考慮して、運賃・料金の代金額を十分な協議を踏まえ決定**する。
- 下請代金の支払いにかかる手形等のサイトについては、令和8年の約束手形の利用廃止に向けた取組を推進しつつ、**60日以内**とする。
- **約束手形はできる限り利用しない**よう努める。現金払いによる支払いに切り替えるよう努め、令和8年には約束手形の利用の0%を達成する。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(1) 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項

- トラック運送業では、荷主から実運送事業者の間に複数の事業者が入り、取引が多層化することがある
- 元請事業者は（下請運送事業者の）運行実態を把握せずに、実運送事業者任せになり、その結果、下請運送事業者は、安全対策、長時間労働、適正運賃・料金の未収受などの問題を抱える場合が多い



- 「元請責任」として、現場における運送・取引条件が変更となった場合の運賃・料金の変更協議、必要コストの負担、改善基準告示の遵守に向けた協力等、元請事業者として求められる方策に取り組む。
- 下請運送事業者の選定に当たり、安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得等の安全性、貨物自動車運送事業法、下請法、労働基準法、改善基準告示等の関係法令の遵守状況、社会保険の加入状況、交通事故発生件数等について把握し、評価のうえ、取引先を選定する。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(1) 多層化取引に係る取引適正化に関する取組事項

前ページからの続き

- 適正取引確保や安全義務の観点から、**全ての取引について、原則、2次下請までに制限**する。
(荷主 ⇒ 元請 ⇒ 1次下請 ⇒ 2次下請)
- **改善基準告示違反の可能性**があることを理由に、自社運行せずに下請運送事業者に対して**運送依頼することを禁止**する。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(2) 改善基準告示の遵守および長時間労働抑制に関する取組事項

- 運送依頼（配車指示）を受ける時点で、附帯作業時間、待機時間等を含めた運送時間が拘束時間内に収まるかどうか、改善基準告示に配慮した発注内容となっているかを確認する必要がある
- 運送依頼（配車指示）に際し、実運送事業者の運転者における拘束時間の開始から終了までの時間に配慮した発注を行う必要がある
- トラックドライバーは、総じて労働時間が長く、過労運転、労災事故の発生の恐れなどリスクが高い職業である一方、賃金単価が低く、魅力的な労働条件が提示できないなど、運転者確保が困難な原因となっている



- 荷主からの運送依頼を受ける時点で、改善基準告示を遵守できるかどうか確認するとともに、改善基準告示の遵守に向けた措置を講じる。
- 改善基準告示を遵守できない事例が確認された場合には、下請運送事業者と原因分析、改善策等の検討を行い、その結果を踏まえ発着荷主との協議を実施する。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(3) 生産性向上（付加価値向上）に関する取組事項

- 生産性向上、コスト削減に向けた取組を徹底し、より効率的な運送を実現するため不断の努力を行っているが、単独では実施可能な取組に限界
- 運行業務の非効率性は、発着荷主および元請事業者が設定する取引条件に起因するため、発着荷主および元請事業者等による協力が不可欠



- 実運送事業者における運送時間、附帯作業時間、待機時間等を分析し、業務における問題・課題を明らかにするなどして、生産性向上に向けた改善活動を継続して実施する。
- 運送・取引条件を決定する権限のある荷主を特定し、生産性向上に向けた役割分担を明確にしながら、パートナーシップを基盤に改善活動に取り組む。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(4) 自然現象による災害等への対応に関する取組事項

○大規模自然災害が頻発していることを踏まえ、サプライチェーン維持の観点から、元請運送事業者と下請運送事業者が連携して、事前対策および事後対策として取組みを実施する



- 災害等によりサプライチェーンが寸断されることのないよう、
下請事業者と連携して事業継続計画（BCP）の策定や事業継続
マネジメント（BCM）の実施に努める。
- 災害等による下請運送事業者の被害状況を確認しつつ、下請運送事業者に
取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意する。
災害等によって影響を受けた下請運送事業者が、事業活動を維持または
再開する場合に、できる限り復旧を支援する。従来の取引関係を継続する
、あるいは優先的に発注を行うよう配慮する。

4-B.荷主と下請運送事業者の協働による課題解決に向けた取組事項

(5) 取引上の問題を申し出しやすい環境整備に関する取組事項

○下請運送事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことが出来ない場合も多い。こうした実情を踏まえ、取引上の問題を申し出しやすい環境整備について取組みを実施する



- 下請運送事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、**申し出しやすい環境の整備**に努める。
価格交渉月間の機会を捉える等により、少なくとも年1回以上の協議を行う。
- 労務費、原材料費、エネルギー価格等の**上昇分の価格協議**に、**定期的な協議以外の時期であっても遅滞なく応じる**。

〔重要〕 下請法のポイント

親事業者の4つの遵守義務

1	書面の交付義務（第3条） ☆発注日・役務内容・役務の受領日・代金・代金支払期日等記載
2	書類の作成・保存義務（第5条）
3	支払期日を定める義務（第2条の2） ☆役務提供日（作業完了日）から60日以内
4	遅延利息の支払義務（第4条の2） ☆遅延利息は年率14.6%（支払額×14.6%×経過日数/365）

～下請法の留意事項～

下請法違反は目に見える事実で判断される！！

下請法では、刑法のように違反に対する真実を基に証拠を調べたりしない！

「推定」や「状況証拠」から「違反行為」が判断される。

目に見える事実が下請法が定めた違反行為の類型に合致すれば「違反」！

最後に

さまざまな変化

労働環境の変化（人材不足・働き方改革）
社会環境の変化（SNS監視社会・社会的制裁）
競争環境の変化（垣根や壁の消失・呉越同舟）

不適切な取引の排除・健全化

コンプライアンスの徹底
法令抵触ギリギリの行為は排除



荷主や親事業者の「一方的な要求（無理難題）」は通りません

違反処理に要する労力 > ルール遵守に要する労力

対応するしか
ありません